

(広報資料)

平成31年3月4日  
京都市都市計画局  
〔担当 都市企画部都市計画課〕  
〔電話 222-3505〕

## 第68回京都市都市計画審議会の開催について

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第68回京都市都市計画審議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 日 時

平成31年3月25日(月) 午後1時30分～

#### 2 開催場所

御所西 京都平安ホテル 1階 「平安の間」

(京都市上京区烏丸通上長者町上る 電話075-432-6181)

#### 3 付議案件(予定)

- (1) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更について  
(京都市決定)(淀娯楽・レクリエーション地区地区計画)
- (2) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更について  
(京都市決定)(東九条西山王町地区地区計画)
- (3) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)高度利用地区の変更について  
(京都市決定)(山科駅前地区, 太秦東部地区, 京都駅周辺地区, 七条新千本地区)
- (4) 京都市持続可能な都市構築プラン(仮称)について(意見聴取)

#### 4 会議の傍聴

##### (1) 傍聴定員

15人

※ 記者席は別途設けます。

##### (2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後1時から午後1時15分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(3) その他

京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会が公開すべきでない  
と認める場合は、当日非公開となることがあります。

5 会場周辺図



地下鉄今出川駅から南へ徒歩7分

※ 公共交通機関を御利用のうえ、お越してください。

<付議案件について>

**1 淀娯楽・レクリエーション地区地区計画の変更について**

平成8年に特別用途地区の指定に合わせて定めている本地区計画において、新たに広場や通路の地区施設，建築物等の用途の制限，建築物等の高さの最高限度，建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び土地の利用に関する事項を定めるなどにより，周辺環境と調和した緑豊かで潤いのある街区を形成するとともに，将来にわたり競馬場に特化した娯楽・レクリエーション機能の維持・更新を図るため，地区計画を変更するものである。

**2 東九条西山王町地区計画の変更について**

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）が施行されることを踏まえ，地区整備計画に定める建築物の建蔽率の最高限度について，防火地域等における延焼防止性能の高い建築物に係る緩和の規定整備を行うため，地区計画を変更するものである。

**3 高度利用地区（山科駅前地区，太秦東部地区，京都駅周辺地区，七条新千本地区）の変更について**

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）が施行されることを踏まえ，高度利用地区に定める建築物の建蔽率の最高限度について，防火地域等における延焼防止性能の高い建築物等に係る緩和の規定整備を行うため，高度利用地区を変更するものである。

**4 京都市持続可能な都市構築プラン（仮称）について（意見聴取）**

京都市持続可能な都市構築プラン（仮称）について，意見聴取を行うものである（都市再生特別措置法第81条第17項に基づく意見聴取を含む）。